

一般社団法人北陸呼吸器内科医療推進機構定款

令和5年6月26日 作成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人北陸呼吸器内科医療推進機構と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、①医学生や研修医に対して、呼吸器内科専攻医の増加を図る事業、②呼吸器内科医師に対して、知識の交換、診療技術の向上や研究推進に関する事業、③会員相互の親睦をはかる事業、そして、④一般市民に対して、呼吸器疾患の啓発に関する事業を行い、北陸の呼吸器内科医療の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 呼吸器内科専攻医の増加に関するイベントの企画運営および支援事業
2. 呼吸器内科診療の知識の交換、診療技術向上に関するイベントの企画運営および支援事業
3. 呼吸器内科医の国内外の研修や留学に対する支援事業
4. 呼吸器疾患に関する調査・研究事業
5. 呼吸器疾患啓発に関するイベントの企画運営および支援事業
6. 前各号に掲げる他、当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 当法人の会員は、一般会員、特別会員及び賛助会員の3種とし、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に関する法律上の社員とする。

(1) 一般会員は次のいずれかを満たすものとする。

- ① 金沢大学呼吸器内科に入局した者。
- ② 金沢大学第三内科出身者で、入会を希望する者。
- ③ 金沢大学血液・呼吸器内科出身者で、入会を希望する者。
- ④ 金沢大学呼吸器内科の関連施設に所属した者で、入会を希望する者。

(2) 特別会員は、一般会員の中で、金沢大学呼吸器内科教授、金沢大学呼吸器内科医局長、金沢大学呼吸器内科関連病院の呼吸器内科責任医師、およびこれらの経験者を特別会員とする。

(3) 賛助会員は、特に条件を定めないものとする。

(入 会)

第7条 当法人の成立後、会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、会員になった時及び毎年、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、本会を退会しようとするときは、理由を付して所定の退会届

を理事会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 法令、この定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(構 成)

第13条 社員総会は、すべての特別会員をもって構成する。

(権 限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会基準及び入会手続き並びに会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

(招 集)

第15条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、出席した社員の中から選出するものとする。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使及び議決権の代理行使)

第20条 総会に出席することができない社員は、予め通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第21条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(機 関)

第23条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

(理事の員数)

第24条 当法人の理事の員数は、3名以上10名以内とする。

(理事の資格)

第25条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第26条 当法人の監事の員数は、1名以上3名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第27条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第28条 当法人に理事長1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- 2 理事長は、法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

(理事及び監事の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定および解職
- (4) その他この法人の組織及び運営の関する重要事項

(招 集)

第32条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第33条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しく

は支障があるときは、出席した理事の中から選出するものとする。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第37条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第38条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所へ備え置くものとする。

(委員会)

第39条 理事会は、本会の事業を円滑に遂行するため、理事会の下に委員会を設けることができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第41条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第42条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 附 則

（設立時社員の氏名及び住所）

第43条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

西耕一

矢野聖二

柴田和彦

水橋啓一

野村智

品川俊治

松岡寛樹

渡辺和良

古荘志保

米田太郎

片山伸幸

岡崎彰仁

白崎浩樹

安井正英

北俊之

原文介

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 西耕一

設立時理事 矢野聖二

設立時理事 柴田和彦

設立時監事 原文介

(設立時の代表理事)

第45条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 西耕一

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年7月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第47条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人北陸呼吸器内科医療推進機構を設立のため、設立時社員西耕一外15名の定款作成代理人である司法書士能田 真由美は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年6月16日

設立時社員

西耕一

設立時社員

矢野聖二

設立時社員

柴田和彦

設立時社員

水橋啓一

設立時社員

野村智

設立時社員

品川俊治

設立時社員

松岡寛樹

設立時社員

渡辺和良

設立時社員

古荘志保

設立時社員

米田太郎

設立時社員

片山伸幸

設立時社員

岡崎彰仁

設立時社員

白崎浩樹

設立時社員

安井正英

設立時社員

北俊之

設立時社員

原文介

上記設立時社員 15名の定款作成代理人

石川県金沢市畝田東三丁目512番地

司法書士 能田 真由美